

＜特別研究会報告要旨＞

(12月13日)

土地利用変化と農業構造変化

——旧西ドイツを中心に——

(宇都宮大学) 桜井明久

農産物過剰に悩む EC 諸国は、1985 年の一連の農業構造政策改革以降、農業経営の効率化の一方で、農用地の粗放化、休耕を推し進めてきたが、それらの政策は 1992 年 5 月の CAP 改革以降、さらに強化されている。本報告は 1980 年頃までの旧西ドイツの農用地利用はどのようなものだったか、またその利用形態はどのような自然地理的、社会経済的要因あるいは歴史的背景に基づくのかを明らかにするものであり、前述のような近年の CAP の動きに対する理解を助けるものである。報告者は地理学者であり、1977 年から 1979 年にかけてボン大学に留学していた。本報告は、その間に行われた農村調査の結果に基づいている。尚、その詳しい内容は、すでに著書『西ドイツの農業と農村』（古今書院、1989 年）にまとめられている。

1. 混合農業の形態による地域区分

旧西ドイツの農用地はその利用形態上、まず永久草地、畑地、園芸・樹園地帯の 3 種類に分けられ、1971 年の時点でのそれぞれの割合は 40 %、56 %、4 %となっている。永久草地はさらに、放牧地、採草牧草地、放牧地兼採草牧草地に分けられ、採草牧草地が半分以上を占めている。また畑地の作付を見ると、全体の約 7 割で比較的機械化が進んでいる小麦などの穀物が栽培され、残りの部分でジャガイモ等の蒔耕作物、赤クローバー等の飼料作物、さらに油糧作物、豆類、野菜類がそれぞれ栽培されているという状態である。

一般に北西ヨーロッパの農業を特徴づけているとされる混合農業という経営形態は、気

候や地形のような自然地理的な条件の違いにより様々な形態をとるが、それは（永久）草地の割合とも関連深い。旧西ドイツの場合、草地率が 50 %以上の地域（郡）は、気候的には（北ドイツの沿岸地域を例外とすれば）年平均気温 7℃以下、年間降水量 800 mm 以上と言うように、比較的冷涼湿潤な地域である。また地域的には、アルプス高山地域、中部及び南西部の中位山地地域に相当する。これらの地域では土壌条件も悪く、それ故、農業の生産性を表す土地生産力指数（Ertragsmesszahl）が低い。従って穀物や耕作物の作付面積割合はそれぞれ 15 %以下、30 %以下と低く、その分、飼料作物の作付面積割合が高いという特徴をもつ。

一方、草地率が 50 %以下、すなわち畑地率が 50 %以上の地域は、逆に比較的温暖で乾燥、かつ平地地域であり、また農業の生産性が高いという傾向を示す（図を参照）。

2. 調査地域における農用地利用の変化

調査地域であるリンブルグは旧西ドイツの中央部に位置し、北部は海拔 600 m の山地、南部は海拔 100～200 m の低地（盆地）というように、自然地理的な意味では対照的な地域をあわせもつ。また相続慣行、農業経営の規模、兼業化の進展などの社会経済的側面では、全体的に均分相続によって農業経営規模が縮小し、それによって古くから兼業化が進展していた「南西ドイツ型」の地域に属する。

南部のリンブルグ盆地の N 村の場合、1971 年の時点で人口 745 人、世帯数 219、うち農業就業者は 86 人、農家は 37 世帯に過ぎず、景観的には純農村であっても就業状態から見ると労働者の住宅地域と言った方がふさわしい。1897 年からの人口、世帯数の動きを見ると、人口は約 1.3 倍、世帯数は約 2 倍に増加している。また農家数は、戦後の一時的に増加したものの、すでに 1939 年から減少傾向を示している。フランクフルト大都市圏に通勤可能であることが、このように離農、混住化を促

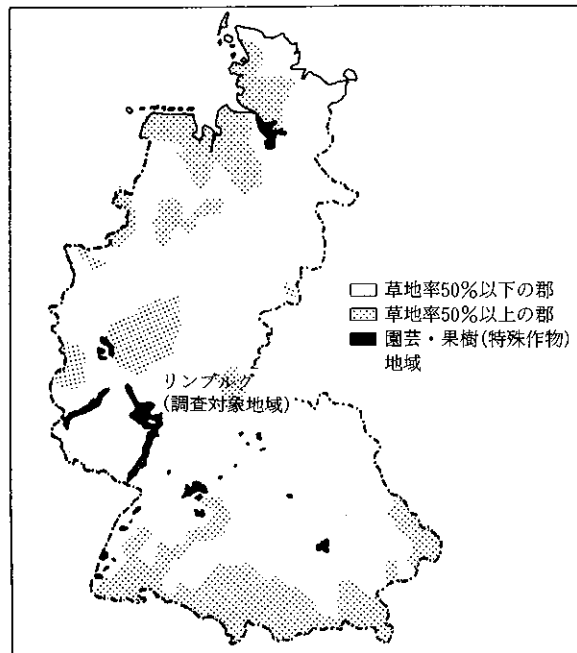


図 西ドイツの土地利用に基づく農業地域区分
桜井明久 (1989), 18 ページより。

進したと考えられる。

平地に位置するN村の場合、全農用地の8割強が畑地であるが、1950年代まではこの畑地で中世の三圃式農業を彷彿させる共同体的な土地利用が行われていた。だがこのような利用形態は、1960年の耕地整理すなわち分散していた地片の集積によって消滅した。その後一農家当たりの経営規模は大幅に拡大し、たとえば20ha以上の農家の割合は1960年には1割にも満たなかったのが1977年には7割近くにもなっている。その多くは離農した零細農家の土地を借り上げることによって規模を拡大している。また大規模層程、機械化が容易な穀物栽培に特化する傾向が見られる。

一方、北部の山地においてN村との比較のために選ばれたZ村は、1971年の時点で人口330人、世帯数87、うち農業就業者は30人、農家は30世帯と、N村より小規模ではあるが、同じように農業のウェートが低くなっている

村である。Z村の場合も南にフランクフルト、北にルールという大都市圏を控え、その両者をつなぐ国道が村を貫いていることから就業機会に恵まれ、1897年から1971年にかけて人口、世帯数とも倍増している。

Z村の農用地利用変化のポイントになるのは、利用放棄農地の増大と植林の拡大による農地の減少である。1949年から1977年にかけてZ村の農民による経営面積は半減したが、その減少分の約3分の2は利用放棄によるもの、残りの3分の1は村外の経営者の借地によるものである。この利用放棄農地は耕作上の条件が不利である限界農地として見る事ができるが、借り手の吸収力が貸し手の放出力に比べて小さすぎることに起因する社会的休閒地 (Sozialbrach) としても見る事ができる。また草地と畑地の関係を見ると、草地のうち共同放牧地は1960年以降、植林等によって消滅したが、全体的には畑地から草地へ

の転換が進んだ。この背景には、村外の大規模経営や村内の中規模経営が酪農に特化していったことがある。

3. 農用地利用変化のメカニズム

戦後の西ドイツの農業構造変化は一般的には、経営規模を拡大する意志のある農家が、専門化、機械化を進める過程で、兼業農家や離農者の農地を借り上げるという形で進んできた。だがそれは地域によって様々な形態をとることが、この調査によって明らかになる。平地のN村の場合には農地の貸し手と借り手のバランスにより、利用放棄農地は発生しな

かった。だが山地のZ村ではまず、土壌が薄い、急傾斜、湿潤な気候など、機械作業に向かない性質を持つ農地の利用が放棄され、次に兼業化の進展によって必ずしも条件が悪くない農地の利用も放棄されるようになった。ただし利用放棄農地の多くは植林化され、さらに養魚場、キャンプ場などにもなっている。(本研究会は、小事項研究「先進諸国における農業保護削減基調下での農業・農村の持続的発展と農業経営主体のあり方に関する国際比較研究」の一環として行なわれたものである。)

(文責・市田(岩田)知子)